

## キェルケゴール協会会則

- 1、**名称** 本会はキェルケゴール協会と称する。
- 2、**沿革** 本会は 1937 年に京都で創設され、1957 年以降大阪で発展し、2000 年に京都で新たな活動を開始した。
- 3、**目的** 本会は、デンマークおよび世界各国のキェルケゴール協会と密接に連繋しながら、キェルケゴールの思想の理解を深め、広く社会に普及することを目的とする。
- 4、**事業** 本会は、前項の目的を実現するために次の事業を行なう。  
研究会、講演会の開催。機関誌『新キェルケゴール研究』の発行。キェルケゴールの著作の邦訳及び外国研究書の訳出。キェルケゴール研究に関する外国の事業の紹介。その他キェルケゴール研究に関する必要な事業。
- 5、**会員** 本会会員はキェルケゴールに関心を有する者とし、入会は理事会の承認をえるものとする。
- 6、**役員** 本会は次の役員をおき、役員は本会の運営を行なう。  
会長 1 名。副会長 1 名。理事若干名。編集委員長 1 名及び編集委員若干名。事務局長 1 名及び幹事若干名。監査 2 名。
- 7、**理事** 理事は総会において選出され、理事会を組織し、会の全般的な運営に当たる。任期は 2 年とする。ただし再任を妨げない。
- 8、**会長** 会長は理事会において互選され、本会を代表する。任期は 2 年とし、引き続いての再任は、2 期を限度とする。
- 9、**副会長** 副会長は理事の中より会長の指名によって委嘱され、会長に事故あるときは会長職務を代行する。
- 10、**編集委員会** 編集委員会は機関誌『新キェルケゴール研究』の編集に当たる。編集委員長及び編集委員は理事の中より会長の指名によって委嘱される。
- 11、**事務局長及び幹事** 事務局長は理事の中より会長の指名によって委嘱され、会の実務上の運営に当たる。幹事は会員の中より会長の指名によって委嘱され、事務局長を補佐する。
- 12、**監査** 監査は総会において理事以外の者から選出され、会計監査を行なう。
- 13、**総会** 本会は毎年 5 月に定時総会を開催し、事業報告及び会計報告・予算審議をし、理事の選出を行なう。  
理事会が必要と認める時は臨時総会を開催することができる。会則の変更及びその他重要事項については、理事会の審議を経て、定時総会又は臨時総会において決定する。
- 14、**会費及び会計年度** 普通会員の年会費は 6,000 円とする。会員は機関誌の配布を受けるほか、本会の行なう事業に自由に参加できる。会費未納会員の処置として、

3年間未納の場合は機関誌を送らない。

賛助会員は本会の趣旨に賛同し、その発展助成のための援助を行なう。個人は1万円以上、団体は10万円以上を寄付するものとする。本会の会計年度は各暦年の4月1日に始まり翌年3月31日に終るものとする。

**15、所在地** 本会の所在地は、事務局の所在地と同一とする。

**16、事務局** 本会の事務局を、桃山学院大学経営学部経営学科伊藤潔志個人研究室におく。住所は下記のとおり。

〒594-1198 大阪府和泉市まなび野 1-1

桃山学院大学経営学部伊藤潔志個人研究室気付

なお会計は、谷塚巖とする。

(本会則は2000年5月5日より施行する)

(2010年6月20日改正)

(2012年7月1日改正)

(2013年7月7日改正)

(2018年7月1日改正)

(2019年7月7日改正)

(2021年7月4日改正)

(2022年7月10日改正)